

枕崎市競争入札心得

(目的)

第1 枕崎市の契約に係る競争入札を行う場合における取扱いについては、枕崎市会計規則、枕崎市契約規則（以下「契約規則」という。）その他法令に定めるもののほか、入札参加者は、この心得の内容を十分に理解して入札に参加してください。

(入札保証金)

第2 工事請負、業務委託その他請負契約の入札保証金は、契約規則第6条第2号の規定により免除します。

(入札公告等、業務内容及び契約約款の確認)

第3 入札参加者は、入札公告、仕様書、図面、契約書の条項及び現場等を確認し、当該入札案件の入札条件や契約条件などを十分理解したうえで入札に参加するようにしてください。

入札案件に疑義があるときは、公告等に記載されている期限内に質問書（案件名、社名、電話番号等を記載したもの。）を提出してください。当該質問への対応は、原則として、入札日の2日前の午前中までに担当課等へ書面により提出してください。なお、回答については、前日までに文書又は口頭にて行なうものとします。

2 入札参加者は、指定した日時及び場所において入札書を提出しなければなりません。

入札の方法については、案件ごとに公告等によりお知らせします。

3 電子入札システムにより入札参加する場合には、入札書は、その入力画面により作成し、公告等で示した時刻までに電子入札システムにより提出してください。

(入札の辞退又は棄権)

第4 入札参加者は、開札前までは、いつでも入札を辞退することができます。入札辞退については、入札方式により取り扱いが変わりますのでご注意ください。

なお、入札辞退が認められた方が、その辞退を理由として不利益な扱いを受けることはありません。

(1) 電子入札案件の場合は、電子入札システムに辞退の届出をしてください。辞退届の処理は、入札書の送付後であっても、入札書の送付期限までは行うことができます。なお、入札書の送付後の辞退については、契約担当者の承諾を得て辞退届書により届け出てください。

(2) 紙入札の案件の場合は、入札日前日までに辞退届を建設課へ提出してください。

また、郵便等で提出する時は、入札日前日までに必着としますが、必着が不可能と判断される場合、一旦原本をFAXで送信し、その原本を入札日前日までに投函等を行うこととします。（入札日の消印等は棄権とする。）

なお、入札会場で辞退するときは、入札書の金額欄に「入札辞退」と記載して提出してください。

2 電子入札において、入札期間を超過し入札書が未到着の場合は、当該入札を棄権したものとして取り扱います。

また、紙入札において、辞退届の提出がなく入札に参加しなかった場合は、当該入札を棄権したものとして取り扱います。

3 入札の辞退及び棄権が相次ぎ入札参加者が1人になったときは、入札の執行を中止することがあります。

4 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(公正な入札の確保)

第5 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはいけません。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。
- 4 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期又は誓約書等を提出していただくことがあります。
- 5 前項の談合情報の信憑性があると認められるときは、公正取引委員会へ通報のうえ、入札を中止することがあります。

(入札の中止等)

第6 契約担当者及び枕崎市電子入札システム責任者が、次のいずれかに該当すると認めたときは、入札を延期又は中止することがあります。

- (1) 談合等、不正行為の事実がある場合又は恐れのある場合
- (2) 天災その他やむを得ない理由による場合
- (3) 入札参加者がいない場合
- (4) 公告又は設計図書・仕様書等に誤りがあった場合
- (5) その他適正な入札の執行ができない恐れがある場合

(入札の無効)

第7 次のいずれかに該当する場合の入札は無効とします。

- (1) 法令及び契約規則に違反したとき
- (2) 入札に参加する資格がない者が行った行為
- (3) 入札書記載の金額、氏名その他入札要件が確認しがたいもの
- (4) 入札書記載の金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札又は氏名の下に押印がないもの
- (5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札及び入札金額の頭初に「¥記号または一金」の文字の記載がしていない入札
- (6) 入札者が同一事項について2通以上の入札をしたもの
- (7) 2人以上を代理する者が入札したもの
- (8) 談合その他不正な行為があったと認められるもの
- (9) 封筒が指定の日時までに指定の場所に到着しなかったもの
- (10) 入札参加申込書を提出していない者がした入札及び入札参加申込書に押印をしていない者がした入札
- (11) 入札書に記入押印のないもの（電子入札案件にあっては、記入押印に相当する電磁的記録がないとき。）
- (12) 工事費内訳書の提出を求められた場合において、工事費内訳書の提出がないもの
- (13) 工事費内訳書の提出が求められている入札において、入札書の内容、工事名及び工事場所並びに工事費内訳書の金額、工事名及び工事場所が相違する入札
- (14) 本入札において予定価格を超える入札書は、無効とする。
- (15) 記載した文字を容易に消字することができる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- (16) その他市長があらかじめ指示した事項に違反した入札

(入札書等の取り扱い)

第8 提出された入札書は、開札前も含め返却することはできません。入札参加者が連合若しくは不穏な行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があります。

2 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申込みがあったものとみなす。

(開札立会人)

第9 開札立会人は、電子入札の場合は、枕崎市電子入札運営要領第16条第1項の規定による。

(落札者の決定)

第10 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ予定価格の制限の範囲内で最高または最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、最低制限価格を設けた場合の入札では、最低制限価格を下回る価格で応札したときの入札書は落札外となります。

2 最低制限価格は、枕崎市契約規則によります。

(入札回数及び再度入札)

第11 入札の回数は、工事請負契約の場合は1回とし、委託契約の場合は2回までとします。

2 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、設計書又は参加資格要件の見直しを行い、再発注するものとします。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第12 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、原則として開札当日に当該入札者によるくじ引きを行い落札者を決定します。なお、くじ引きを辞退することはできません。

2 くじ引きに応じない事業者があるときは、これに代わって本市の職員が代理でくじ引きを行いますが、その結果に対して異議の申し立てはできません。

(契約保証金)

第13 落札者は、契約を締結する際には契約規則第33条の規定を適用します。

(契約書案の提出)

第14 工事請負契約書を作成する場合において、落札者は、市長が締結の時期を別に指定した場合のほか、契約を締結する旨の通知を受けた日から7日以内（最終日が枕崎市の休日を定める条例第1条第1項の規定に定める休日の場合は、その翌日）に契約書案を提出してください。ただし、契約担当者が延期する特別な理由があると認めた場合は、さらに5日間延長することができます。

なお、委託契約を作成する場合は、契約を締結する旨の通知を受けた日から5日以内に契約書案を提出してください。

2 落札者が前項の期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その契約を締結する意思がないものとみなします。

3 前項の場合および落札者が契約を辞退した場合には、枕崎市工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱別表第2第13項に該当するものとし、同要綱第1条第1項の規定を適用します。

(異議の申立)

第15 応札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書の条項及び現場等についての不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできません。

(現場代理人及び主任技術者等)

第16 現場代理人は、請負会社の技術職員名簿に登録された者で、当該契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行わなければなりません。

2 請け負った建設工事現場に置く主任技術者及び監理技術者は、建設業法第26条、26条の2及び第26条の3に規定するものでなければなりません。